

復職、子育てへの不安を軽減し、
一人ひとりが生き生きと働けるよう応援しています。

看護職員の労働条件



勤務体制

日勤 8:30~17:15

夜勤 16:30~9:00 (2交代)

夜勤回数 4~5回/月

回数については相談に応じます。

休日

週休2日

国民の祝日

年次有給休暇 20日/年

夏季休暇 7日

年末年始休暇 6日

その他、市で定める特別休暇あり

例、産休育休、子育て休暇、介護休暇、など

ライフステージに沿った利用可能な制度

子育て支援

子育て休暇…義務教育終了まで

子供1人の場合 7日/年

子供2人以上の場合 10日/年

病気やけがの看護、予防接種や健康診査、
保育所や学校の行事などに使えます。

育児支援として

夜勤1~2回/月可能

夜勤回数、曜日等希望を優先します。



2016年度実績

年次有給休暇取得率 62.38% 約12.2日

夏季休暇取得率 100%

超過勤務平均時間 5.3時間(月平均)

勤務環境改善への取り組み

- ・夜勤明けの翌日の休み
*夜勤5回の場合、年休・連休を考慮します。
- ・計画的な年休、夏季休暇の取得
- ・子育て中の夜勤回数、曜日、勤務希望の配慮
- ・介護休暇
- ・リフレッシュ休暇

キャリアアップ支援



研修費負担制度

看護協会や自治体関連の研修参加費は
出張扱いで費用は一部負担します。

